7　懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度を次のとおり創設することとした。（税理士法第四八条関係）

㈠　財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めたときは、その税理士であった者が懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる。この場合において、財務大臣は、その税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（その懲戒処分が税理士業務の停止の処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

㈡　㈠の決定について、その手続、公告等につき懲戒処分と同様とする整備を行うとともに、その手続につき6の懲戒の手続と同様の措置を講ずる。

8　税理士法人の社員の法定脱退事由に、税理士業務の停止の処分を受けたこと等を加えることとした。（税理士法第四八条の一七関係）

9　税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を加えることとした。（税理士法第四九条の二及び第四九条の一四関係）

10　国税庁長官は、7㈠の決定のため必要があるときは、税理士であった者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であった者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができることとした。（税理士法第五五条関係）

11　国税庁長官は、税理士法の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができることとした。（税理士法第五六条関係）

一四　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係

郵便物を輸入する際に納付する内国消費税について、その納付を納付受託者に委託することができることとした。（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条関係）

一五　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係

金融口座情報の自動的な提供のための報告制度について、報告金融機関等の報告事項の提供方法から磁気テープを提出する方法を除外することとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四一条の二関係）

一六　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、報告金融機関等の報告事項の提供方法から磁気テープを提出する方法を除外することとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の六関係）

一七　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

1　国外送金等調書及び国外証券移管等調書の光ディスク等による提出の特例制度について、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条関係）

2　国外財産調書及び財産債務調書の提出制度について、次の見直しを行うこととした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条～第六条の三関係）

㈠　国外財産調書の提出期限をその年の翌年の六月三〇日（改正前その年の翌年の三月一五日）とする。

㈡　提出期限後に提出された国外財産調書を提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が、その国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査通知がある前にされたものである場合に限り、適用する。

㈢　財産債務調書の提出期限をその年の翌年の六月三〇日（改正前その年の翌年の三月一五日）とする。

㈣　改正前の財産債務調書の提出義務者のほか、居住者は、その年の一二月三一日においてその価額の合計額が一〇億円以上の財産を有する場合には、財産債務調書を、その年の翌年の六月三〇日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととした。

一八　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例について、その譲渡期限の要件を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の七関係）

㈡　被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例の適用対象に、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている内国法人（中小企業者に該当するものに限る。）で産業復興機構の組合財産である債権の債務者であるものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすものが策定された場合を加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条の三関係）

㈢　東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限を令和七年一二月三一日まで四年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

(1)　住宅の再取得等をして令和四年から令和七年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和四年・令和五年	五、〇〇〇万円	〇・九％	一三年
令和六年・令和七年	四、五〇〇万円		

（注）(1)表の金額等は、住宅の再取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得（買取再販住宅の取得及び買取再販認定住宅等の取得を除く。）又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律三、〇〇〇万円と、控除期間は一律一〇年とする。

(2)　令和七年一月一日以後に居住の用に供する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等のうち、警戒区域設定指示等の対象区域外に従前住宅が所在していた場合については、本特例の適用ができないこととする。

(3)　一一1㈢(2)から(5)までと同様の措置を講ずる。

2　資産課税

㈠　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係）

(1)　受贈者の年齢要件の下限を一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げる。